

国立国語研究所広報室取扱要項

	平成27年	3月11日
	所長	裁定
改正	平成28年	4月1日
改正	平成30年	4月1日
改正	平成31年	4月1日
改正	令和4年	4月1日
改正	令和6年	8月1日
改正	令和7年	4月1日
改正	令和8年	3月11日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立国語研究所組織規程（国語研規程第1号）第16条の規定に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）広報室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 広報室は、所長の指名する室長及び室員で構成する。

- 2 室長は、広報室の業務を掌理する。
- 3 室員は、室長の命を受け、広報室の業務を処理する。
- 4 運営上の必要に応じ、室長を補佐する者として、広報室に副室長を置くことができる。副室長は室員から所長が指名する。
- 5 運営上の必要に応じ、室の業務に関する助言のため、広報室に所長の指名するアドバイザーを置くことができる。

(業務)

第3条 広報室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 広報活動の計画に関すること。
- (2) 広報のための催し物の企画及び実施に関すること。
- (3) 広報のためのウェブサイト・刊行物・その他コンテンツの企画、制作及び公開に関すること。
- (4) 見学・出前授業等の依頼への対応及び実施に関すること。
- (5) マスメディア対応に関すること。
- (6) その他研究所における広報に関すること。

(部会)

第4条 広報室に、室の特定の業務を実施するための部会を置くことができる。

- 2 部会は、室長が指名する職員（研究所にとって特に重要と所長が認める部会について

は、所長が指名する職員)をもって組織する。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

2 国立国語研究所企画・評価室の取扱要項(平成22年9月22日所長裁定)は廃止する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。